

## 第9次

# 泉南市子どもの権利条例委員会報告

2021（令和3）年11月10日

泉南市子どもの権利条例委員会



2021(令和3)年 11 月 10 日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三  
副会長 山 下 裕 子  
委 員 青 木 桃 子  
委 員 浜 田 進 士  
委 員 前 田 百 合 子

### 第 9 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下、「子どもの権利条例」とします。）第 16 条第 4 項に基づき、本報告を行います。

同条は、「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。これを踏まえ、本委員会は発足以来、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」及び「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。

報告事項Ⅰは、私たち市民及び外部有識者の視点から捉えた最も重点的な課題について、報告事項Ⅱは、条例に基づく事業等の全般にわたる実施・進捗及び評価等の概況について、それぞれ検討審議し報告するものです。

本年度も昨年度に引き続き、コロナウィルス感染症による深刻な状況下、本委員会の開催も相当に工夫を要するものでした。昨年度は、コロナ禍における子どもの現状について、市の実施機関から貴重なご報告を頂き、これを手掛かりに重点的課題等について報告させて頂きました。

この昨年度からの経過を踏まえ、コロナ禍等今後の状況下においても、子どもの最善の利益を子どもの権利条例に基づいて確保していく観点から、本年度はとりわけ条例第 3 章「条例の実施と検証」に焦点を当て、検討を試みました。泉南市で子どもの権利条例が制定されて既に 9 年が経過したことに鑑み、「条例の実施と検証」の仕組みそれ自体が、現在の子どもの状況に効果的に対応できるものであるかどうか、改めて検討する必要があるものと考えた次第です。

本第 9 次報告は、オンライン会議を含め都合 5 回にわたり審議を重ね、これを行うものです。本委員会は、引き続き困難な状況下における市長はじめ各位のご尽力に敬意を表するとともに、泉南市の「子どもにやさしいまち」のより一層の実現に向け、条例第 16 条第 5 項に基づき、本報告の積極的な活用が図られることを、心より期待するところです。

以上



# 第9次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

## もくじ

### 報告事項Ⅰ

#### 「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

#### 1. 泉南市子どもの権利条例の実施と検証(条例第3章)をめぐる現状と課題

- (1) 条例施行9年を経て泉南市は「子どもにやさしいまち」となってきたか
- (2) 条例の実施と検証にかかわって重要な二つのアプローチ
- (3) 条例の実施と検証にかかわって重要な二つの課題
- (4) 本委員会の公的第三者機関としての新たな試み
- (5) 条例の実施と検証にかかわって重要な三つ目の課題

#### 2. 報告事項Ⅱをめぐる評価と課題——主として条例第3章に基づく観点から

- (1) 報告事項Ⅱをめぐる評価と課題—市民の積極的な活動を推進する観点から
- (2) 条例の広報と検証—子どもの最善の利益のために
- (3) 報告事項Ⅱをめぐる評価と課題—泉南市子どもの権利の日について
- (4) 報告事項Ⅱをめぐる評価と課題

—各実施機関の取組を権利の視点で編み直す

### 報告事項Ⅱ

- 1. 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況(一覧)
- 2. 「今後の青少年センターのあり方」についての基本方針

### 関係資料

- 1. 子どもの権利条例委員会委員名簿
- 2. 改正子どもの権利条例委員会要綱
- 3. 2021年度子どもの権利条例委員会第9次報告までの会議開催の概要
- 4. 「第6条分科会で実施した審議について」及び審議概要報告
- 5. 泉南市子どもの権利条例第8条第2項の解釈と運用に関する補説